

法政大学理系学部学生 国内学会発表補助について

記

1. **給付対象者** 国内で開催される学会において研究発表、報告等を行う理系学部学生
*実際に登壇し発表する学生に限る（機器の操作、付き添い等は不可）
*実際の発表を複数名で行う場合の取扱いについては、事前に所属学部担当まで確認すること
2. **対象学会** 日本学術会議に登録された全国規模の国内で開催される学会またはこれに準ずるもの
3. **給付金額** 学生1人につき、毎年度1回を原則とし、その限度額は3万円とする。ただし、複数回の給付が可能なお場合には、追加申請を認めるものとする。その際の支給額、申請方法等については、当該年度募集要項又は掲示等で周知する。交通費および宿泊費の実費を給付する。
*学会2回以上の合算は不可
*学割運賃を適用し、主要駅発着で算出するため、申請額領収金額と給付額が異なる場合がある
4. **提出書類** ①学会発表奨励金申請書（「様式 A、B、C」）
②支払先マスター登録申請書
③領収書(本書)（「様式 C」 に貼り付ける）
④学会プログラムのコピー（学会名、開催日程、会場、発表者、発表題名を確認できる箇所）

【注意事項】

①交通費、宿泊費、学会参加費のみ支給（食事代、入湯税等は支給対象外）

【宿泊費】

- ・宿泊費の上限は、1泊13,000円とする（2025年度より金額改定）
- ・学会開始時刻までに会場へ到着するためには、主要駅（空港）を午前8時以前に出発する必要がある場合のみ、前泊を認める
- ・学会終了後に出発し、主要駅（空港）への帰着が午後11時以降になる場合のみ、後泊を認める
↳ 主要駅（空港）とは、当該長距離列車等が発着する駅（例：東京駅、品川駅、新横浜駅、羽田空港、成田空港）

【交通費】

- ・交通費は最短経路の学割運賃を適用する（途中立ち寄りの費用、グリーン料金は支給対象外）
- ・航空機の利用は、経済的あるいは社会通念上合理的な場合に限り認める
- ・プリペイドカード類や、Suica・PASMOチャージ料は不可

【学会参加費】

- ・原則として、学会参加費を支給（学会年会費の場合は、窓口にて別途相談すること）

②必ず領収書を発行してもらうこと（領収書が無いものは支給しない）

- ・領収書(本書)の宛名は本人名とし、区間、経路、利用日、宿泊日等が明記されていること
- ・代表者が一括で予約した場合でも、領収書は申請者ごとに発行してもらう
- ・バック旅行で申し込んだ場合、旅程表などの内容明細も「学発 様式 C」に貼り付ける

③前泊した場合⇒学会開始時刻のわかるもの、後泊した場合⇒学会終了時刻のわかるものを添付する

④タクシー代、レンタカー代、ガソリン代、高速道路代、手荷物代、予約手数料等は不可

⑤様式 A および B には指導教員の署名、捺印をもらう

⑥給付金の支給は、申請者の銀行口座へ振込。支払先マスター登録申請書の記入にご注意下さい

5. 参考 『法政大学理系学部学生国内学会発表補助規程』